

# 新生児聴覚検査実施要綱

## 第1 目的

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施する。

## 第2 対象

東京都内に居住する者の子であって、生後50日に達する日まで（生まれた日を0日として起算し50日まで）とする。

## 第3 新生児聴覚検査の実施医療機関

### 1 新生児聴覚検査は、次の医療機関において実施する。

- (1) 公益社団法人東京都医師会（以下「東京都医師会」という。）に加入する医療機関（以下「医師会加入医療機関」という。）
- (2) 東京都医師会に加入しておらず、原則として標ぼうする診療科目に産婦人科または耳鼻咽喉科を掲げる医療機関（以下「医師会非加入医療機関」という。）

### 2 医療機関から健康診査への協力又は協力辞退の申出は、次の手続によるものとする。

#### (1) 医師会加入医療機関

健康診査協力承諾書（第1号様式の1）又は健康診査協力辞退届（第1号様式の2）を、所属する地区医師会を経由して区（市町村）長に提出するものとする。

なお、区（市町村）長は、事前に地区医師会等の協力を得るものとする。

#### (2) 医師会非加入医療機関

健康診査協力届（第1号様式の3）又は健康診査契約解除届（第1号様式の4）を、区（市町村）長に提出するものとする。

## 第4 実施方法及び内容

### 1 実施方法

- (1) 区（市町村）長は、東京都医師会及び医師会非加入医療機関と委託契約を締結し、新生児聴覚検査を実施する。
- (2) 実施医療機関は、対象児の保護者から提出される「新生児聴覚検査受診票」第2号様式（甲乙丙の3枚複写。甲は白色。表紙に「新生児聴覚検査のごあんない」を記載する。）（以下「受診票」という。）により検査を実施する。

### 2 実施医療機関における受診票の取扱い

実施医療機関は、新生児聴覚検査を実施した場合には、第2号様式の受診票（甲乙丙の3枚複写）の所定欄に、検査の結果、区（市町村）への連絡事項を記入するものとする。

甲票は実施医療機関の控えとして保存する。乙票は対象児の保護者に交付して、検査結果欄を母子健康手帳に貼り付けるよう指導する。丙票は健康診査委託料の請求原票・結果通知表（以下「請求原票」という。）として使用する。

なお、実施医療機関は、受診票の所定欄に医療機関コードを記載するものとする。

### 3 検査の内容

- (1) 生後50日に達する日までに実施する新生児聴覚検査の初回検査であって、自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）または耳音響放射検査（OAE）により実施する。
- (2) 初回検査は原則として出生後おおむね3日以内に出生した分娩取扱機関で実施することとし、これにより難しい場合は、退院後、生後50日に達する日までに他の医療機関等で実施する。

## 第5 受診票の交付及び再交付

- 1 区（市町村）長は、妊娠届出を受理したときに、受診票を交付する。受診票には、別表1で定める事業・住所コードを記入して交付するものとする。

### (1) 受診票の交付

ア 妊産婦が他の道府県から転入した場合は新生児聴覚検査受診票交付・再交付申請書（第3号様式）を提出させ、交付する。

### (2) 受診票の再交付

受診票の再交付は、原則行わないものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には、新生児聴覚検査受診票交付・再交付申請書（第3号様式）を提出させ、再交付することができる。

## 第6 転出に伴う受診票の返却

- 1 妊産婦が他の道府県に転出する場合は、受診票を返却するものとする。
- 2 都内区市町村への転出の場合は、継続して使用を認めるため、返却する必要はないものとする。

## 第7 受診票の有効期間

有効期間は、対象児が生後50日に達する日までとする。

## 第8 実施医療機関からの健康診査委託料等の請求

### 1 医師会加入医療機関

- (1) 医師会加入医療機関は、当月分の請求原票に妊婦・乳児健康診査総括票（第4号様式。以下「総括票」という。）を添えて、所属する地区医師会に提出する。

- (2) 請求原票及び総括表の提出を受けた地区医師会は、内容を審査の上、妊婦・乳児健康診査請求原票送付書（第5号様式。以下「送付書」という。）を添えて、翌月10日までに、東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に提出する。

なお、医師会加入医療機関は総括票に、地区医師会は送付書に、別表2に定める医師会コードを記入するものとする。

## 2 医師会非加入医療機関

医師会非加入医療機関は、当月分の請求原票に総括票を添えて、翌月10日までに連合会に提出する。

## 第9 区市町村における健康診査委託料等の審査及び支払

- 1 区（市町村）長は、健康診査委託料の審査・支払に関する事務及び地区医師会事務費の審査・集計帳票作成に関する事務を、連合会に委託して行う。
- 2 区（市町村）長は、実施医療機関から請求を受けたときは、連合会を通じて、実施医療機関に委託料を支払うものとする。  
また、連合会から送付された集計帳簿を基に、地区医師会に事務費を支払うものとする。
- 3 区（市町村）長は、委託料の支払に際し、連合会を通じて、国民健康保険・退職者医療・老人保健・公費負担医療（調剤）報酬等決定通知書により当該医療機関に通知する。  
また、事務費の支払に際し、地区医師会に通知する。
- 4 連合会は、新生児聴覚検査受診票の住所コードを確認の上、区（市町村）長に対し、健康診査委託料の請求をすることとし、請求原票を送付する。
- 5 区（市町村）長は、連合会より請求原票を受理した場合、健康診査委託料を支払うものとする。

## 第10 事後措置

区（市町村）長は、連合会から請求原票を受理したときは、検査の実施結果を母子健康管理票に記録するとともに、指導を要する妊婦については、適切な措置を講ずるものとする。

## 第11 広報活動

区（市町村）長は、各種広報手段を活用するとともに、医師会及び実施医療機関などの関係団体を通じて、区（市町村）民に対して制度の趣旨の周知を図るものとする。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に交付された受診票は、要綱の施行の日以後においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。
- 3 実施医療機関のうち、保険診療を取り扱わない医療機関（以下「自由診療医療機関」という。）

については、当分の間、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 区（市町村）長は、自由診療医療機関から協力の申出があったときは、東京都医師会加入の有無にかかわらず、当該医療機関と委託契約を締結することができる。
- (2) 自由診療医療機関は、第8の規定にかかわらず、当月分の請求原票に妊婦・乳児健康診査委託料請求書（参考様式）を添えて、翌月10日までに、区（市町村）長に委託料を請求するものとする。
- (3) 区（市町村）長は、前項の規定による請求を受けたときは、第9の規定にかかわらず、内容を確認の上、当該医療機関に直接委託料を支払うものとする。